

平成 26 年度

埼玉県男女共同参画苦情処理年次報告書

(平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月)

埼玉県男女共同参画苦情処理委員

はじめに

ダボス会議で知られる世界経済フォーラムは、毎年、ジェンダー間の格差を指数化し、国別ランキングとして発表しています。とりあげられる格差は、経済活動（給与や雇用機会）、教育（初等教育や高等・専門教育への就学）、健康（出生時の男女比、平均寿命）、政治参画（国会議員や閣僚の男女比など意思決定機関への参画）の4分野にまたがります。

では、2014年、日本は何位だったでしょうか？

調査対象国142カ国中、日本は104位にあたります。この順位を、どのように思われますか？

よく知られるように、日本の平均寿命は世界的に非常に高い水準にあります。対象国は先進国に限らず、ヨーロッパ諸国や中南米、アフリカ、アジアの広い範囲にまたがります。平均寿命からすれば、日本の順位はもっと高くなりそうなところです。

このグローバル・ジェンダー・ギャップ指数（Global Gender Gap Index）が低い水準にとどまる理由は、日本において経済活動や政治参画に著しい男女格差があるためだと分析されています。また教育分野においても、高等・専門教育への就学となると、今も男女格差が残されていることも指摘されます。

「男女共同参画」という言葉は、既になじみ深いものとなりました。しかし、男女共同参画社会の実現は、今も実現への道のりの途上にあります。

埼玉県男女共同参画苦情処理機関では、県内の政治参画に際して、あるいは県内の雇用や就業をめぐる問題について、県民の方々の声を反映し、よりよい男女共同参画社会の実現に寄与したいと考えています。県という自治体のレベルからジェンダー格差を縮小していくことは、日常生活のジェンダー格差を埋めていくことにもつながります。

自治体レベルでの一歩が大きな波となって拡がっていくよう、今後とも、県民の皆さんに苦情処理機関を活用していただき、ともにジェンダー格差が縮小・解消される未来づくりを目指したいと願っています。

埼玉県男女共同参画苦情処理委員

目 次

I	名簿	1
II	受付・処理状況一覧	1
III	苦情処理委員の所見	2
IV	関係条例・規則		
1	埼玉県男女共同参画推進条例	8
2	埼玉県男女共同参画推進条例施行規則	1 2

I 名簿

◇苦情処理委員

- 神尾 真知子 日本大学教授
○小寺 智子 弁護士
○久山 竜治 弁護士

◇専門員

- 森本 恭代 大学特別講師
○佐藤 智宏 弁護士
○黒田 典子 弁護士

II 平成26年度 受付内容・処理状況一覧

【平成27年3月31日現在】

	県の施策	人権侵害事案等	合 計
前年度からの引継	0	0	0
平成26年度申出	0	0	0
取扱件数（計）	0	0	0

III 所 見

男女共同参画苦情処理制度の意義

神 尾 真 知 子

1 はじめに

昨年4月から、浅倉むつ子早稲田大学大学院教授の後任として、埼玉県男女共同参画苦情処理委員に就任しました。どうぞよろしくお願ひいたします。

2 埼玉県男女共同参画政策との出会いとかかわり

埼玉県の男女共同参画政策との出会いは、さいたま輝き荻野吟子賞の選考委員を拝命したことからでした。荻野吟子については、渡辺淳一『花埋み（はなうずみ）』を読み、女性が医師として認められていなかった時代に、パイオニアとして困難な道を切り開いてきたその生き方に感銘を受けていましたので、彼女にちなんだ賞の選考委員になったことは、大変うれしいことでした。荻野吟子賞は、平成17年度から実施し、男女共同参画の推進に顕著な功績があった個人や団体、事業所を表彰しています。平成26年度は、ちょうど10回目でした。賞の選考過程で、埼玉県の女性たちが、様々な分野で活躍されていることを知ることができました。

その後、男女共同参画審議会の委員になりました。審議会では、埼玉県の行っている男女共同参画政策の在り方について全般的に審議しました。ちょうど、男女共同参画基本計画の改定の時期でしたので、新しい基本計画策定に向けて、熱く議論したことが印象に残っています。審議会委員には、埼玉県内の団体の方、労使代表、教育関係者、市町村長、マスコミ関係者、厚生労働省関係者など、多士済々で、いろいろな領域のいろいろな視点を持った方々が就任されていました。様々な意見にふれることができました。

4年間の男女共同参画審議会委員（最後の2年間は会長でした）の任期を終え、これで埼玉県の男女共同参画政策とのかかわりはなくなってしまう・・とさみしく思っていましたところ、思いがけず、昨年から男女共同参画苦情処理委員を拝命することになりました。

3 男女共同参画苦情処理制度の意義

埼玉県は、他の都道府県に先駆けて、男女共同参画推進条例を策定し、男女共同参画苦情処理制度を設けています。私は、かねてより、埼玉県を「男女共同参画推進の先進県」として評価していました。このように、都道府県レベルで常設の男女共同参画苦情処理制度を設けているのは、数少ないのではないかと思います。

埼玉県の男女共同参画苦情処理制度は、①県の男女共同参画推進の施策等に対する苦情、②セクハラなどの私人間の人権侵害に対する苦情の2つの事柄を扱っています。特に注目したいのは、①の県の男女共同参画推進の施策等に対する苦情です。

ここ3年間（平成23年度から平成25年度）の苦情申出件数を見ると、①は12件、②は5件となっています。申出の多くは、勧告等の措置を実施しないという結果になっていますが、なかには男女共同参画苦情処理委員による調査の過程で、改善される例もあったようです。

今年度は、男女共同参画に関する苦情の申出はありませんでした。しかし、いつでも県民の皆様から男女共同参画に関する苦情を受け付けることができる制度があるということの意義は失われないと思います。

「アンネの日記」に見る男女共同参画の視点

小寺智子

1 「アンネの日記」について

戦後70年の節目にアンネ・フランク作の「アンネの日記」（増補新訂版、深町眞理子訳：文藝春秋発行）を読みました。

ご承知のとおり、同作品は、第二次世界大戦中のドイツ占領下にあったオランダでユダヤ人迫害の危機にさらされて隠れ家生活を送っていた少女アンネがつづった日記様式の文学作品です。世界的なベストセラーであり、近年ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の世界記憶遺産に認定されました。

2 アンネの記した男女平等の視点

その中で、アンネが1944年6月13日に記述したとされる男女平等についての次の二節を見つけました。

「このところ、ひとつの疑問が一度ならず頭をもたげてき、けっして心に安らぎを与えてくれません。その疑問とは、どうしてこれほど多くの民族が過去において、そしてしばしば現在もなお、女性を男性よりも劣ったものとして扱ってきたのかということです。だれしもこれがいかに不当であるかは認めることでしょう。でもわたしには、それだけではじゅうぶんじやありません。それと同時に、こういうおおいなる不法のまかりとおってきた、その根拠を知りたいんです。」

「いまでは多くの国々で、女性は対等の権利を手に入れています。たくさんの人びと一おもに女性ですが、男性の中にも見られますーがいまでは、長年のこうした状態がどれほど誤っていたかを認識していますし、近代的な女性は、完全な自立の権利を要求しています。」「でもそれだけでは不十分です。女性への尊敬、これも同時に獲得されなくちゃなりません。」「いくなれば女性たちは（お産をすることで）自由のために戦っていると大口をたたく勇士たちよりも、はるかに勇敢な、はるかに毅然とした戦士として、人類の存続のために戦い、苦痛を堪え忍んでいるのです。」「こう言ったからといって、女性が子育てにたいして背を向けるべきだと言ってるんじやありません。むしろその反対に、女性はもともと

子を育てるものとして作られているのですし、それは全体の利益でもあります。わたしが糾弾しているのはたんに、女性が社会において果たしている重要な、しかもきびしい、そして長い目で見れば、美しいとも言える役割、それを頑として認めようとしないすべての男たち、そして社会全体の仕組みなのです。」

つまり、アンネは「女性は権利だけでなく尊敬（単に尊重ではない）をも獲得しなければならない。」「女性は出産育児という重要な役割に対する正当な評価を得るべきである。」としているわけです。

3 アンネの男女平等の視点に対して思うこと

このアンネの記述は、わずか15歳の少女のものとは思われない鋭い洞察力に基づく立派な見識を示すもので、ただただ感服いたしました。そして、70年経った今日、果たして女性が尊重を超えて尊敬されるに至っているのか。果たして女性が出産育児に対する正当な評価を得ているのか。みなさんはどうお考えでしょうか。

4 昨今の男女共同参画の動きを顧みて

昨今の、国の推進する男女共同参画の指針では、政治の分野や仕事の分野での女性の登用が中心にされているように思われてなりません。

ここは、アンネの指摘のとおり、まずは男女平等・家事育児を担う女性への軽視を払拭するといった根本的な意識改革をめざし、眞の男女共同参画社会が実現されることを期待して参りたいと存じます。

苦情処理申出件数0件が意味するところ

久山竜治

1 過去には全国で最も苦情処理申出件数が多かったことも

埼玉県では、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行されたのを受けて、全国に先駆けて平成12年に男女共同参画推進条例を施行し、同条例に基づいて同苦情処理委員が任命され、現在に至るまで、申し出された苦情の処理に当たつてまいりました。当初は、県立高校の男女共学化の問題が県の施策として申し出され、非常に世間の耳目を集めました。その苦情処理の結果などはトップニュースになっておりました。その後も、男女混合名簿の問題などが申し出されるなど、注目を集める時期が続きました。県の施策だけではなく人権侵害事案等の申出もあり、申出件数自体も少なくありませんでした。その後、埼玉県の苦情処理は、例えば、平成24年度は申出件数が11件となり全国で最も多く苦情が申し立てられたという状況でした。

ところが、平成26年度の苦情申立件数はタイトルのとおり、0件となつたわけです。この全国の統計は以前は内閣府男女共同参画局作成の苦情処理ガイドブックに掲載されていたのですが、現在は掲載されなくなりました。

2 埼玉県での苦情処理の審理の方法

埼玉県の男女共同参画苦情処理委員は3名、同専門員は3名が任命されています。原則として、1名の委員と1名の専門員とが共同して、申し立てられた苦情について審議するのが通常です。申し立てをした人から事情を聴き、また関係者からも事情を聴き、必要であれば専門機関の意見を求めるなどして、結論を導きます。

しかし、申出から結論まで、その1名の委員と1名の専門員のみで判断するというわけではありません。申し出された苦情の事案の審議の途中で、必ず全体の合議（3名の委員と3名の専門員の会議）に報告されています。この「報告」において、事案の解決に向けての方向性を確認するとともに、他の委員及び専門員の意見を求めるなど、より良い解決方法を模索することとなります。

私は埼玉県の男女共同参画推進条例が施行され、苦情処理委員制度が発足した当初、同専門員に任命されておりましたので、この制度発足以来、すべての案件の処理に接してまいりました（もちろん、私が専門員でなく委員に任命されて以降は委員として主動したという表現が正しいですが。）。

ですから、これまでを振り返ると、全体の合議が開催される中で、苦情処理事案について議論された内容が懐かしく思い出されるのですが、この1年間は苦情処理自体の申出がなされておりませんので、合議も開催されておりません。

3 苦情処理申出件数が0件ということは

前記条例の予定する「男女共同参画社会」が実現され、問題はすべて解消されたというわけではなさそうです。新規案件が平成27年度に申し出されているからです。この平成26年度という1年間はワインで言えば、いわゆる熟成期間であったのではないかと考えております。前記法律が制定されてから15年が経過し、立法当時では耳慣れなかった男女共同参画という言葉も今では社会のあちこちで目にすることになってきました。また、男女共同参画の実現に向けて様々な取り組みがなされ、また推進が行われています。そうしたこれまでの経緯を熟慮していた1年間ではなかったかと思うのです。

4 最後に

最近の話題では、平成27年4月12日に投開票された埼玉県議選においては、埼玉新聞（同月14日朝刊）によりますと、「当選者に占める女性の割合が1999年以来16年ぶりに1割を超え」、また、同月19日の統一地方選の後半戦での市議選は「県内40市の半数に当たる20市で行われ、総定数476に計601人（うち女性108人）が立候補を届け出た」（同新聞同月20日朝刊）とのことです。

いわゆる男女共同参画社会が実現すると、このような男女比自体が取り上げられることも無くなるのだろうかなどと考える次第です。

IV 関係条例・規則

1 埼玉県男女共同参画推進条例

個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以来、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帶して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に發揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 **男女共同参画** 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 **積極的格差是正措置** 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 **セクシュアル・ハラスメント** 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であ

るかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることいかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、

市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げ

る施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるよう、その支援を行うように努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行って事業者の表彰等を行うこと。
- 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

- 第10条** 埼玉県男女共同参画審議会（第12条第3項において「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。
- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画

の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

- 第11条** 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

- 第12条** 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

- 第13条** 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要

因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

（年次報告）

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
この条例は、平成12年4月1日から

施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

2 埼玉県男女共同参画推進条例 施行規則

(苦情処理委員)

- 第1条** 埼玉県男女共同参画推進条例（平成12年埼玉県条例第12号。以下「条例」という。）第13条第1項に規定する機関として男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。
- 2 苦情処理委員は、3人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。この場合において、1人以上は法律に関して優れた識見を有する者とし、かつ、半数以上は女性としなければならない。
- 3 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。
- 4 苦情処理委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 苦情処理委員は、再任されることができる。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。
- 6 知事は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(職務の執行等)

- 第2条** 苦情処理委員は、次に掲げる職務を行う。
- 一 条例第13条第3項の規定により、申出について調査し、勧告、意見表明及び助言を行うこと。
- 二 条例第13条第4項の規定により、申出について調査し、助言、是正の要望等を行うこと。
- 三 前2号に掲げる職務を行うに際

し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。

- 2 苦情処理委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。
- 3 苦情処理委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、合議により行う。
- 一 職務の執行の方針に関すること。
- 二 職務の執行の計画に関すること。
- 三 その他苦情処理委員が合議により処理することを合議により決定した事項に関すること。
- 4 苦情処理委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門員)

- 第3条** 苦情処理委員の職務を補助させるため、専門員を置く。
- 2 専門員は、3人以内とし、知事が委嘱する。
- 3 第1条第3項、第4項及び第6項並びに前条第4項の規定は、専門員について準用する。

(申出の方式)

- 第4条** 条例第13条第2項の規定による申出（以下この条、次条第1項、第7条及び第11条において「申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書により行うものとする。ただし、苦情処理委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。
- 一 申出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに電話番号
- 二 申出の趣旨及び理由
- 三 他の機関への相談等の状況
- 四 申出に係る人権の侵害があった

日（条例第13条第4項の申出の場合に限る。）

五 申出の年月日

- 2 前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、苦情処理委員又は専門員は、その内容を録取し、書面に記録するものとする。

（調査しない申出）

第5条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- 一 判決、裁決等により確定した事項
- 二 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

- 三 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第16条の紛争の解決の援助の対象となる事項

- 四 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

- 五 条例又はこの規則に基づく苦情処理委員の行為に関する事項

- 六 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が調査することが適当でないと認める事項

- 2 苦情処理委員は、条例第13条第4項の人権を侵害された旨の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から1年を経過した日以後にされたときは、当該申出について調査しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

- 3 苦情処理委員は、前2項の場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

（調査開始の通知等）

第6条 苦情処理委員は、条例第13条第3項又は第4項の申出について調査を開始するときは、その旨を苦情に

係る施策を行う県の機関（以下「県の機関」という。）又は関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、条例第13条第4項の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。

- 2 苦情処理委員は、条例第13条第3項の規定により、県の機関に対し、説明を求め その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求めるとき、又は同条第4項の規定により、関係者に対し、資料の提出及び説明を求めるときは、書面により依頼するものとする。

（調査結果等の通知）

第7条 苦情処理委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を、速やかに当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。この場合において、条例第13条第3項の勧告等又は同条第4項の助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

- 2 苦情処理委員は、申出について調査が終了した場合において、条例第13条第3項の勧告等又は同条第4項の助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第1項の規定により調査開始の通知をした県の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。

（勧告、意見表明及び助言）

第8条 苦情処理委員は、条例第13条第3項の申出について調査した結果、必要があると認めるときは、当該申出に係る県の機関に対し、同項の勧告のほか、意見表明又は助言をするものとする。

- 2 条例第13条第3項の勧告又は前項の意見表明若しくは助言は、書面に

より行うものとする。

(助言、是正の要望等)

第9条 苦情処理委員は、条例第13条

第4項の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付するものとする。

2 条例第13条第4項の是正の要望等は、書面により行うものとする。

(是正その他の措置の報告)

第10条 苦情処理委員は、条例第13

条第3項の勧告又は第8条第1項の意見表明を行ったときは、当該勧告又は意見表明を行った県の機関に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて報告を求めるものとする。

(申出の処理の状況等の報告等)

第11条 苦情処理委員は、毎年度1回、

申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、知事に提出するとともに、公表するものとする。

(身分証明書)

第12条 苦情処理委員及び専門員は、

職務を行う場合には、その身分を示す別記様式の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に委嘱される苦情処理委員及び専門員の任期は、第1条第4項(第3条第3項において

準用する場合を含む。)の規定にかかるまでとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。